

むつ市議会第222回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成26年11月26日（水曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第4 議案第58号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第59号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第60号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案質疑、討論、採決】

- 第7 議案第58号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第59号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第60号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第10 議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例
- 第11 議案第62号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第63号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第64号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第65号 財産の取得について
(（仮称）田名部まちなか団地の建設用地を取得するためのもの)
- 第15 議案第66号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第16 議案第67号 指定管理者の指定について
(むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第17 議案第68号 指定管理者の指定について
(大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第18 議案第69号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第19 議案第70号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑木材工芸センターの指定管理者を指定するためのもの)
- 第20 議案第71号 指定管理者の指定について

(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)

第21 議案第72号 指定管理者の指定について

(むつ市奥葉研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)

第22 議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

第23 議案第74号 市道路線の認定について

第24 議案第75号 平成26年度むつ市一般会計補正予算

第25 議案第76号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

第26 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)

第27 報告第29号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第28 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 委 員 育 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 管 理 企 業 者	遠 藤 雪 夫	代 監 査 委 表 員	阿 部 昇
選 挙 管 理 会 長	畑 中 政 勝	農 委 会 員 業 会 長	立 花 順 一
総 務 政 策 長	伊 藤 道 郎	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	松 尾 秀 一	民 生 部 社 事 健 部 事	猪 口 和 則
保 健 福 祉 長	花 山 俊 春	経 済 部 長	浜 田 一 之
建 設 部 長	鏡 谷 晃	下 水 道 長	酒 井 嘉 政
川 内 庁 舎 長	松 本 大 志	大 畑 庁 舎 長	畑 中 恒 治

協野沢 庁舎所長	白	尾	芳	春	計者務部 理事室 納室 長	鹿	内	徹
選挙管 務員局 局長	館		健	二	員長 委員 局長	竹	山	清 信
農委 務員局 局長	工	藤	初	男	教 育 部 長	古	川	俊 子
公 司 營 企 業 長	齊	藤	鐘	司	公 企 理 水 專 業 道 技 術 監	川	森	浩 史
總政政推 策 進 務 務 進 進 生 進 保 年	高	橋		聖	總政副總 務 課 務 課 政 課	川	西	伸 二
財政推 務 進 生 進 保 年	柳	谷	孝	志	財 政 課 政 課	氏	家	剛
民政推 國 課 保 年	畑	中	秀	樹	民 副 環 課 境 政	東		雄 二
公企政推 下 政 推 水 道 進 進 進	杉	山	信	也	川 管 內 理 庁 課 倉 長	荒	谷	保
總政總主 策 務 務 課 幹	中	村	智	郎	民 環 政 主 生 策 部 境 課 幹	品	木	聰
總政總主 策 務 務 課 查	栗	橋	恒	平				

事務局職員出席者

事 務 局 長	柳	田		諭	次	長	濱	田	賢	一
總 括 主 幹	佐	藤	孝	悅	主	幹	小	林	睦	子
主 任 主 査	村	口	一	也	主	事	山	本		翼

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（山本留義） ただいまからむつ市議会第222回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、11月5日から7日まで実施しました第1回地熱発電所等見学会に参加した議員19名については、会議規則第167条第1項ただし書きの規定により、議長が参加議員の派遣を決定しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、強風災害による川内地区断水の経過等について、脇野沢赤坂地区における不

法投棄について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本留義） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、13番濱田栄子議員及び19番富岡修議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山本留義） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの24日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの24日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（山本留義） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。このたび川内浄水場の導水管の閉塞により、川内地区で広範にわたり断水するという事案が発生いたし

ましたが、断水地区の皆様方の落ちついた行動により、大きな混乱もなく収束いたしました。皆様方のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

この件につきまして、公営企業管理者からご報告申し上げます。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る8月27日開会のむつ市議会第221回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、8月7日、9月11日及び10月9日に実施いたしました環境調査及び撤去工事に伴い設置した浸出水処理施設からの放流水の水質検査につきましては、測定した全ての箇所につきまして、いずれの調査日においても、ダイオキシン類も含め、全ての調査項目で環境基準または排水基準に適合しておりましたので、今後も引き続き調査を行い、経過を観察してまいります。

次に、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事の進捗状況につきましては、9月11日をもって本年度第1工区分の掘削及び撤去を完了しており、引き続き本年度第2工区分の廃棄物の掘削及び撤去を行うため、9月29日から着手しております。

第1工区分の廃棄物掘削撤去量につきましては、全体で約1万7,000トンを撤去し、このうち河川土砂等から選別した一般廃棄物及び土砂と混合し分別が困難な一般廃棄物については「むつ市川内一般廃棄物最終処分場」へ搬出してあります。

また、このほかに、撤去廃棄物から選別したコンクリート殻318トンにつきましては、再生砕石としてリサイクルするため民間のリサイクル施設へ搬出し、鉄くず62トンについては、資源物として民間の資源回収業者へ売却しております。

6月27日から行っております「むつ市川内一般廃棄物最終処分場」への搬出につきましては、10月28日をもちまして同処分場が満杯となったことから、今後の搬出につきましては、むつ市大字奥内

地区に所在する「むつ市一般廃棄物最終処分場」へ搬出することとしております。

いずれにいたしましても、脇野沢赤坂地区の廃棄物撤去事業につきましては、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 平成26年11月3日から4日にかけての強風により発生いたしました川内地区における断水につきまして、その経過と今後の対策についてご報告申し上げます。

まず、経緯についてであります。5日午前9時10分ごろ、川内浄水場を定期巡回中の職員から「配水池の水位が通常の60%程度で、川からの取水ができない状態にある」との報告を受けました。ただちに職員を派遣し、導水管路に漏水がないか確認させたところ、「漏水はない」との報告を受けたことから、導水管に多量の枯葉などが流入したことによるものではないかと推測し、調査を継続いたしました。

しかしながら、延長2.6キロメートルの導水管が山林に埋設されていること及び車両が通行できない道路が整備されていないことから、原因の特定に時間を要するものと判断し、午後零時30分から節水と飲料水の確保のお願いを繰り返し広報するとともに、断水に備え、夕方までに、給水所6カ所の設置作業を完了いたしました。その後、午後10時ごろに配水池の水位が有効水深を下回ったため配水バルブを閉止し、川内地区1,380世帯が断水となりました。

翌6日は、閉塞箇所の調査を継続し、枯葉等の除去作業終了後に取水作業を行いました。十分な取水が行われなかったことから、7日午前1時ごろ、他にも水の流れを阻害する原因があるものと判断し、再調査を行うことといたしました。

なお、6日の給水作業につきましては、川内庁舎では午前6時から午後11時まで、他の5カ所の給水所では午前6時から午後8時まで実施しております。

翌7日は、公益社団法人日本水道協会青森県支部及び協同組合むつ管工事協会へ支援を要請したほか、市長を本部長とする「強風災害による川内地区断水対策本部」を設置するとともに、給水作業については前日と同様、川内庁舎では午前6時から午後11時まで、その他の給水所では午前6時から午後8時まで実施しております。

また、県内他自治体から給水タンクを借用する等の支援を受け、午後5時までに新たに8カ所の給水所を増設し、合計14カ所といたしました。

翌8日は、正午前に、導水管内の流れを阻害している箇所が特定されたことから、これを解消する作業を実施し、作業終了後、順次導水管への取水作業を再開いたしました。

なお、同日の給水作業につきましては、川内庁舎では午前6時から午後10時まで、その他の13カ所の給水所では午前6時から午後8時まで実施しております。

翌9日は、午前9時過ぎ、導水管路が復旧し、午後3時50分、水質検査を行い飲料水への適合が確認されたことから、午後4時に復旧を宣言いたしました。

なお、同日の給水作業につきましては、14カ所全ての給水所において、午前6時から午後4時まで実施しております。

次に、今後の対策についてであります、「取水口への枯葉や枝などの流入及び空気の混入を防ぐこと」並びに「巡回の回数をふやすこと」の2項目になろうかと考えており、既に適宜対応しております。

また、新浄水場の建設が平成28年度の完成を目途に進められており、取水口での枯葉等に対して

も十分な考慮がなされておりますことから、今後このようなことは、起こらないものと考えております。

このたびの断水で川内地区の皆様にご不便をおかけいたしました。市民の皆様のご健康で文化的な生活を支えるライフラインの管理者として、施設の管理運営に万全を期してまいりますので、ご理解を賜り、報告とさせていただきます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、強風災害による川内地区断水の経過等についての報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第6 議案一括上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第58号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第6 議案第60号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第58号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります

が、本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものです。

次に、議案第59号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市職員の勤勉手当に係る支給割合の改定を勘案し、市長、副市長及び公営企業管理者並びに教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するためのものです。

次に、議案第60号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、前議案と同様の理由により、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものです。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました3議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議案熟考及び議事整理のため午前10時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7～日程第9 議案質疑、討論、採決

◇議案第58号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第58号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇議案第59号

○議長（山本留義） 次は、日程第8 議案第59号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 議案第60号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） 議案第60号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者4人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10～日程第28 議案一括上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例から日程第28 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの19件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました16議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例についてであります。本案は、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態への対処及び必要な調査を行うため、同法の規定に基づき、附属機関を設置するものであります。

次に、議案第62号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市長、副市長、公営企業管理者

及び教育委員会教育長の給与月額を減額して支給するためのものであります。

なお、この減額措置は、普通交付税が前年度比でマイナス3億8,000万円という予想を上回る減収見込みとなったことに加え、来年度以降の合併特例措置の段階的減少、近年における除排雪経費の高どまりや燃料費の高騰など、財政運営に大きな影響を及ぼす要因がふえつつある現状を踏まえ、あらゆる方面での財政健全化対策とあわせて実施するものであります。

次に、議案第63号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるためのものであります。

次に、議案第64号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路占用料の額を改定するためのものであります。

次に、議案第65号 財産の取得についてであります。本案は、仮称ではありますが、田名部まちなか団地の建設用地を取得するためのものであります。

次に、議案第66号から議案第72号までの指定管理の指定についてであります。これら7議案はむつ市海と森ふれあい体験館、むつ市心身障害者ふれあいの家、大畑中央公園外1施設、脇野沢瀬野牧野外9施設、むつ市大畑木材工芸センター、むつ来さまい館外2施設及びむつ市奥葉研修景公園外1施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は、平成27年4月1日から構成団体として青森市を加入させることに伴い、組合を組織す

る地方公共団体数を増加し、組合規約を変更するためのものであります。

次に、議案第74号 市道路線の認定についてであります。本案は、開発行為による帰属等をもって市有道路となった山田町30号線外17路線を、市道として認定するためのものであります。

次に、議案第75号 平成26年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、2億9,430万2,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、339億7,666万1,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり職員の配置がえ、職員の給与改定等に伴う人件費の増減調整をしておりますほか、特別職職員の給与及び職員の管理職手当を減額しております。

総務費では、社会保障・税番号制度対応事業費負担金を計上しておりますほか、支出見込みによる臨時職員賃金及び財政調整基金積立金を増額しております。

民生費では、会計検査院の現地検査による指摘を受け、地域子育て支援拠点事業に係る返還金を計上しておりますほか、障害者自立支援給付費及び障害者通所支援事業費を増額しております。

衛生費では、水痘ワクチン及び高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種に要する経費並びに国民健康保険税の軽減額の増加に伴い国民健康保険特別会計繰出金を増額しております。

農林水産業費では、農地法の改正に伴う農地情報管理システムの改修事業費及び川内地区における分収造林分収金を計上しております。

教育費では、子ども夢育成基金事業費及び子ども夢育成基金積立金を増額しております。

次に、歳入についてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、財産収入には分収造林に係る立木売払収入を、寄附金には子ども夢育成事業資金寄附金を、繰入金には

子ども夢育成基金繰入金を計上しておりますほか、経済対策の一環として編成された国の平成25年度補正予算に係る「がんばる地域交付金」を事業充当したことにより市債を減額しております。

また、むつ市海と森ふれあい体験館外19施設の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第76号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、1億6,868万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、80億7,814万円となります。

まず、歳出についてであります。医療費の増加に伴い、保険給付費では一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費を、共同事業拠出金では高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を、諸支出金では前年度療養給付費等国庫負担金の精算に伴う償還金を増額しております。

次に、歳入についてであります。国民健康保険税の軽減額の増加に伴い一般会計繰入金を、保険給付費の増加に伴い国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を増額しております。

次に、報告第28号及び報告第30号についてであります。これらは、平成26年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、むつ市役所大畑庁舎における暖房設備改修工事及び衆議院議員総選挙の執行に係る予算措置に急を要したことから、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第29号についてであります。これは、本年9月8日、むつ市大字関根字烏沢地内の私有地において発生した建物損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいておりますところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました16議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。11月27日及び28日と12月1日から4日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、11月27日及び28日と12月1日から4日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、11月29日及び30日は休日のため休会とし、12月5日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時44分 散会